

[事案 2019-179] 転換契約無効請求

・令和2年12月5日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不十分等を理由に、保障見直しの無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成24年10月の保障見直しの際、募集人が、予定利率が下がること、保障見直し以外の方法があること、終身部分の払込期間が変更されることについて、説明せずまたは虚偽の説明を行っていたが、60歳になって今後の保険料の支払いについて保険会社に確認するまで、これらの不利益について認識していなかったため、保障見直しを無効にしてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、過去に申立人子（子）を被保険者とする保険契約を取り扱った際、申立人から要望を受け、まず募集人が申立人妻に説明して了承を得た後、申立人妻および募集人が申立人に対して説明し了承を得て、申立人から署名をもらうという流れで取り扱い、今回も同様の流れで手続きを行った。
- (2)募集人は、提案書の契約概要や保障見直し前後比較表を見せながら、そもそも保障見直しとはどのような制度であるかを説明した他、保障内容および保険料払込期間等がどのように変更されるかを説明した。
- (3)保障見直し前の契約および本契約の予定利率は、提案書の保障見直し前後比較表に記載されており、保障見直し以外の方法があることも提案書に記載されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたため、和解契約書の締結をもって手続を終了した。